

各務原市職員の病気休職の期間に関する要綱

(平成22年4月1日決裁)

(趣旨)

第1条 この要綱は、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第28条第2項第1号の規定に該当する場合における休職（以下「病気休職」という。）の期間に関し、各務原市職員の分限の手續及び効果に関する条例（昭和38年条例第39号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において「職員」とは、各務原市職員定数条例（昭和38年条例第6号）第1条に規定する職員をいう。

(病気休職の期間の通算)

第3条 一の負傷又は疾病（以下「疾病等」という。）により病気休職とされた職員が復職し、復職した日から1年（復職した日から起算し1年後の応答日の前日までの期間をいう。以下「休職通算判定期間」という。）以内に同一の疾病等による療養（病状及び病因から同一の療養と認められるものを含む。次項において同じ。）が再び必要となった場合は、各務原市職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成7年条例第4号）第13条の病気休暇（第3項第1号において「病気休暇」という。）の期間を設けることなく直ちに病気休職とするとともに、当初の病気休職が引き続くものとして期間を通算する。

2 前項の規定にかかわらず、同一の疾病等による療養に係る3回目以降の病気休職は、前回の病気休職（前項の規定により当初の病気休職が引き続くものとして期間を通算したものを含む。）及び今回の病気休職が引き続くものとして期間を通算する。

3 休職通算判定期間中に次に掲げる期間がある場合は、当該期間を延長するものとする。

(1) 当初の病気休職と同一の療養行為と認められない病気休暇及び病気休職の期間

(2) 欠勤、育児休業又は介護休業の期間

(派遣職員等における病気休職の期間の通算)

第4条 前条の規定は、派遣職員（各務原市公益的法人等への職員の派遣等に関する条例（平成14年条例第5号）第2条第1項に規定により派遣される職員をいう。）又は国若しくは他の地方公共団体若しくは一部事務組合等に勤務する職員で派遣

先等において病気休職を取得したもののうち、市の職務に復帰した後、再び疾病等により病気休職を取得したものに準用する。

(その他)

第5条 この要綱に定めるもののほか、病気休職に関し必要な事項は、市長が定める。

附 則

この要綱は、決裁の日から施行する。

附 則 (平成29年11月22日決裁)

この要綱は、決裁の日から施行する。